

# 総務教育常任委員会資料

(平成28年10月7日)

〔件名〕

- ・佳子内親王殿下の御来県について 【総務課】・・・1
- ・鳥取大学に対する鳥取県補助事業等の調査結果について  
【財政課、行政監察・法人指導課】・・・2
- ・県立公文書館在り方検討会議の検討状況等について  
【公文書館、政策法務課】・・・13
- ・個人住民税の特別徴収（給与からの引き去り）の徹底について  
【税務課】・・・15
- ・京都産業大学との包括連携に関する協定の締結について  
【関西本部】・・・19
- ・神戸電子専門学校との就職支援に関する連携協定の締結について  
【関西本部】・・・20
- ・関西圏における情報発信について 【関西本部】・・・21
- ・名古屋における情報発信等について 【名古屋代表部】・・・23

総 務 部



## 佳子内親王殿下の御来県について

平成28年10月7日  
総務課

佳子内親王殿下は、去る9月24日（土）から9月25日（日）まで「第3回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」に御臨席されるとともに、倉吉市及び北栄町のお立ち寄り先を御訪問になりました。

9月24日（土）には、北栄町の青山剛昌ふるさと館を御視察された後、鳥取短期大学・鳥取看護大学で行われた手話パフォーマンス甲子園に出場する高校生等約300人が参加した交流会に御臨席されました。

9月25日（日）には、鳥取県立倉吉未来中心で行われた手話パフォーマンス甲子園開会式へ御臨席及び高校生のパフォーマンス演技を御覧になり、また鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館、くらよしアートミュージアム無心及び倉吉白壁土蔵群を御視察されました。



御視察（青山剛昌ふるさと館 9月24日）



交流会 御臨席（鳥取短期大学 9月24日）



開会式 おことば（鳥取県立倉吉未来中心 9月25日）



御視察（倉吉白壁土蔵群 9月25日）

# 鳥取大学に対する鳥取県補助事業等の調査結果について

平成28年10月7日  
財 政 課  
行政監察・法人指導課  
健康政策課  
医療政策課  
産業振興課

国立大学法人鳥取大学において、文部科学省及び厚生労働省所管の補助金等について目的外使用が疑われる事案が発生したことを受けて、鳥取県が交付した類似の補助金及び委託料の実施状況等について、鳥取大学から調査結果の回答がありました。

## 1 鳥取大学からの回答

○適切に支出されていた。

## 2 鳥取県の今後の対応

○今後、関係課で連携し回答内容を精査していく。

### <事案の概要>

鳥取大学医学部附属病院次世代高度医療推進センターにおいて、文部科学省及び厚生労働省の補助事業等の不適切な使用があるとの通報があった。これを受け、鳥取大学は最高管理責任者（学長）からの指示により、平成28年7月5日に不正使用調査委員会を設置し、調査を開始した。

鳥取大学は、平成28年9月30日に文部科学省補助事業等に係る調査中間報告の記者会見を行い、現段階において人件費の不適切な使用が一部に確認されたとし、今後その他の経費についてさらに調査を進め12月上旬を目処にとりまとめを行う予定である。

### <鳥取大学に対する調査の概要>

#### 1 調査対象

- (1) 鳥取大学医学部附属病院次世代高度医療推進センターに対する鳥取県の支出。
- (2) 鳥取県から鳥取大学に交付した補助金等の中で、当該事業実施に専従する職員の人件費が大半を占める事業。

#### 2 報告期限

平成28年9月30日（金）

#### 3 その他

平成28年9月6日付で依頼文書を鳥取大学側に手交。

# 鳥取県補助事業等の調査について

(参考)

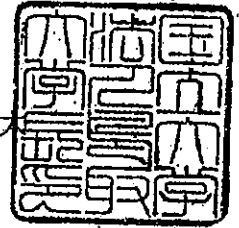
県担当課 (電話番号)	実施 年度	県事業名	補助金名等	学部	補助 委託
商工労働部 産業振興課 0857-26-7657	H27	とっとり発医療機器開発支 援事業	とっとり発医療機器開発 支援事業業務委託	医学部	委託
商工労働部 産業振興課 0857-26-7657	H28	とっとり発医療機器開発支 援事業	とっとり発医療機器開発 支援事業業務委託	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局健康政策課 0857-26-7153	H25	感染症医療提供体制強化事 業	鳥取県地域医療再生基金 事業補助金(感染症医療 提供体制強化事業)	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局健康政策課 0857-26-7153	H26	感染症医療提供体制強化事 業	鳥取県地域医療再生基金 事業補助金(感染症医療 提供体制強化事業)	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局健康政策課 0857-26-7153	H27	感染症医療提供体制強化事 業	鳥取県地域医療再生基金 事業補助金(感染症医療 提供体制強化事業)	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7195	H25	鳥取県地域医療支援セン ター運営事業	鳥取県地域医療支援セン ターに係る業務	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7195	H26	鳥取県地域医療介護総合確 保基金(鳥取県地域医療支 援センター運営事業)	鳥取県地域医療支援セン ターに係る業務	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7195	H27	鳥取県地域医療介護総合確 保基金(鳥取県地域医療支 援センター運営事業)	鳥取県地域医療支援セン ターに係る業務	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7190	H26	鳥取県地域医療介護総合確 保基金(在宅医療推進のた めの看護師育成支援事業)	鳥取県地域医療介護総合 確保基金事業補助金(在 宅医療推進のための看護 師育成支援事業)	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7190	H27	鳥取県地域医療介護総合確 保基金(在宅医療推進のた めの看護師育成支援事業)	鳥取県地域医療介護総合 確保基金事業補助金(在 宅医療推進のための看護 師育成支援事業)	医学部	補助



鳥大財第 14-5 号  
平成 28 年 9 月 30 日

鳥取県総務部長 伊澤 勇人 様

国立大学法人鳥取大学  
学 長 豊島 良大



鳥取県補助事業等の調査について (回答)

平成 28 年 9 月 6 日付け第 201600089702 号にて依頼のありました標記について、  
別紙調査票のとおり調査が完了しましたので報告いたします。

本件担当・連絡先  
財務部 財務課 担当：山名  
TEL 0857-31-5544

## 調査票(委託料)

県所管課：商工労働部 産業振興課

事業名：とっとり発医療機器開発支援事業

委託料名：とっとり発医療機器開発支援事業業務委託

実施年度：平成27年度～平成28年度(8月末)

大学担当者：調査統括者 財務部長 大藪 敏晶

調査実施者 財務部 財務課副課長 山名 克治 TEL:31-5544

調査事項	調査結果 (実態を証する適切な書類等により確認すること。その書類名を記載すること。) (記載例：給与台帳、雇用契約書等)
<p>■委託契約に照らし適正な支出金額となっているか。</p>	<p>□調査結果 委託契約書等に従い、適切に支出されていた。 □確認書類名(書類がない場合は確認方法) 委託契約書、事業実施要領、経理処理要領、事業募集要領、提案書、実績報告書(H27年度)、予算差引簿、出張報告書、会計伝票(出金伝票、未払伝票、納品書等関係書類含む)、出勤簿(アルバイト)、給与支給明細(アルバイト)</p>
<p>【支出実績金額により委託料を精算する委託契約の場合のみ記載】 ■人件費について、委託契約に定める対象者となっているか。</p>	<p>□調査結果 委託契約に定める対象者への支払を確認した。 □確認書類名(書類がない場合は確認方法) 事業実施要領、事業提案書、出勤簿(アルバイト)、給与支給明細(アルバイト)</p>
<p>■その者の従事実態は適切か。</p>	<p>□調査結果 従事状況は、適切であった。 □確認書類名(書類がない場合は確認方法) 出勤簿(アルバイト)、給与支給明細(アルバイト)、ヒアリング調査</p>

<p>■その者が他の業務に従事している場合、 按分は適切か。</p>	<p>□調査結果 他の業務は行っていない。 □確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>
<p>■当該委託料の person 費が他の委託契約・補助 金の対象経費と重複していないか。</p>	<p>□調査結果 他の経費との重複は無かった。 □確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>



## 調査票(補助金)

県所管課：福祉保健部 健康医療局健康政策課

事業名：感染症医療提供体制強化事業

補助金名：鳥取県地域医療再生基金事業補助金（感染症医療提供体制強化事業）

実施年度：平成 25 年度～平成 27 年度

大学担当者：調査統括者 財務部長 大藪 敏晶

調査実施者 財務部 財務課副課長 山名 克治 TEL 31-5544

調査事項	調査結果 (実態を証する適切な書類等により確認すること。その書類名を記載すること。) (記載例：給与台帳、雇用契約書等)
<p>■補助対象経費が補助金交付要綱に照らし適正な支出金額となっているか。 (積算内訳の再点検をすること)</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 補助金交付要綱等に従い、適切に支出されていた。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名（書類がない場合は確認方法） 補助金交付要綱、鳥取県補助金等交付規則、交付申請書、進捗状況報告書、予算差引簿、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>■人件費について、補助金交付要綱に定める補助対象者となっているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 補助金交付要綱等に従い、適切な補助対象者であった。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名（書類がない場合は確認方法） 交付申請書、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>■その者の従事実態は適切か。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 従事状況は適切であった。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名（書類がない場合は確認方法） 労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細、ヒアリング調査</p>
<p>■その者が他の業務に従事している場合、按分は適切か。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 他の業務への従事は無かった。</p>

	<input type="checkbox"/> 確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施
■ 補助金交付要綱上、控除対象経費がある場合は、適切に控除されているか。	<input type="checkbox"/> 調査結果 控除対象経費は無し。 <input type="checkbox"/> 確認書類名（書類がない場合は確認方法） 補助金交付要綱
■ 当該補助金の人件費が他の補助金・委託契約の対象経費と重複していないか。	<input type="checkbox"/> 調査結果 他の経費との重複は無かった。 <input type="checkbox"/> 確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施

## 調査票(委託料)

県所管課：福祉保健部 健康医療局医療政策課

事業名：鳥取県地域医療センター運営事業 (H25)

: 鳥取県地域医療介護総合確保基金 (H26、H27)

委託料名：鳥取県地域医療支援センターに係る業務

実施年度：平成 25 年度～平成 27 年度

大学担当者：調査統括者 財務部長 大藪 敏晶

調査実施者 財務部 財務課副課長 山名 克治 TEL 31-5544

調査事項	調査結果 (実態を証する適切な書類等により確認すること。その書類名を記載すること。) (記載例：給与台帳、雇用契約書等)
<p>■委託契約に照らし適正な支出金額となっているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 委託契約書等に従い、適切に支出されていた。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名 (書類がない場合は確認方法) 委託契約書、業務実施要綱、委託事業計画、事業実績報告書、予算差引簿、出張報告書、会計伝票 (出金伝票、未払伝票、納品書等関係書類含む)、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>【支出実績金額により委託料を精算する委託契約の場合のみ記載】</p> <p>■人件費について、委託契約に定める対象者となっているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 委託契約に定める対象者への支払を確認した。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名 (書類がない場合は確認方法) 委託事業計画、事業実績報告書、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>■その者の従事实態は適切か。</p>	<p><input type="checkbox"/>調査結果 従事状況は、適切であった。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類名 (書類がない場合は確認方法) 労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細、ヒアリング調査</p>

<p>■その者が他の業務に従事している場合、 按分は適切か。</p>	<p>□調査結果 他の業務は行っていない。 □確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>
<p>■当該委託料の person 費が他の委託契約・補助 金の対象経費と重複していないか。</p>	<p>□調査結果 他の経費との重複は無かった。 □確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>

調査票(補助金)

県所管課：福祉保健部 健康医療局医療政策課

事業名：鳥取県地域医療介護総合確保基金

補助金名：鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金（在宅医療推進のための看護師育成支援事業）

実施年度：平成26年度～平成27年度

大学担当者：調査統括者 財務部長 大藪 敏晶

調査実施者 財務部 財務課副課長 山名 克治 TEL 31-5544

調査事項	調査結果 (実態を証する適切な書類等により確認すること。その書類名を記載すること。) (記載例：給与台帳、雇用契約書等)
<p>■補助対象経費が補助金交付要綱に照らし適正な支出金額となっているか。 (積算内訳の再点検をすること)</p>	<p>□調査結果 補助金交付要綱等に従い、適切に支出されていた。</p> <p>□確認書類名：(書類がない場合は確認方法) 補助金交付要綱、鳥取県補助金等交付規則、交付申請書、変更承認申請書、事業報告書、予算差引簿、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>■人件費について、補助金交付要綱に定める補助対象者となっているか。</p>	<p>□調査結果 補助金交付要綱等に従い、適切な補助対象者であった。</p> <p>□確認書類名(書類がない場合は確認方法) 交付申請書、変更承認申請書、労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細</p>
<p>■その者の従事実態は適切か。</p>	<p>□調査結果 従事状況は適切であった。</p> <p>□確認書類名(書類がない場合は確認方法) 労働条件通知書、出勤簿、給与支給明細、ヒアリング調査</p>

<p>■その者が他の業務に従事している場合、 按分は適切か。</p>	<p>□調査結果 他の業務への従事は無かった。 □確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>
<p>■補助金交付要綱上、控除対象経費がある場 合は、適切に控除されているか。</p>	<p>□調査結果 控除対象経費は無し。 □確認書類名（書類がない場合は確認方法） 補助金交付要綱</p>
<p>■当該補助金の人件費が他の補助金・委託契約 の対象経費と重複していないか。</p>	<p>□調査結果 他の経費との重複は無かった。 □確認書類名（書類がない場合は確認方法） 当事者にヒアリングを実施</p>

## 県立公文書館在り方検討会議の検討状況等について

平成28年10月7日  
公文書館  
政策法務課

市町村の適切な公文書管理に向けた県の支援の在り方等について検討するため設置した検討会議の第4回会議を開催し、報告書案の検討等を行いました。今回検討した結果を基に、検討結果の報告書の取りまとめが行われ、県へ提出される予定です。

なお、この検討会議の結果を受け、県立公文書館の役割等について定める新たな条例の制定について検討を進めたいと考えています。

### 1 第4回県立公文書館在り方検討会議での検討状況について

1 日時 9月8日(木) 9時30分から12時まで

2 場所 公文書館会議室

3 第4回会議で検討した報告書案の要点

#### (1) 公文書管理の取組の現状と課題

①県の公文書管理の取組状況

②県内市町村の文書管理の取組状況

③県による市町村支援の取組状況

#### (2) 鳥取県立公文書館の役割・機能の在り方

##### ①歴史公文書等の保存の基本的な考え方

○各自治体の歴史公文書や地域の古文書等の原本は、各自治体又は地域で保存するのが原則。

▶ 県が他団体所蔵の文書を収集する場合は、複製物の収集保存が基本

##### ②公文書等のより適切な管理に向けた県(公文書館等)の果たすべき役割(市町村との連携・協力)

○市町村の文書の評価選別基準作成や職員の文書事務の技能、意識向上等に向けた平時の支援を行うとともに、庁舎解体、蔵の解体、災害等の特別な状況で不用意な廃棄が行われないように働きかけや助言、救援を行う。

また、文書等が博物館や図書館にとっても価値がある場合があるため、公文書館のみでなく、博物館、図書館等が連携した取組が重要である。

##### 【条例改正の必要性】

○公文書館の果たすべき役割を明確にするため、市町村と協力・連携することを条例に明記することが必要ではないか。

○歴史公文書等の適切な保存及び活用は、県(公文書館)だけではなく歴史公文書の保存主体となる市町村や県民の取組により実現するものであることから、それぞれの責務を条例に明記することについても検討が望まれる。

##### ③公文書館がこれまで以上に機能・役割を発揮するために求められる取組

○保存・管理する資料について、迅速な情報提供や学校教育活動への活用、デジタル化やアーカイブ構築などによる基盤機能の充実を図る。また、歴史公文書や古文書等は博物館、図書館にとっても価値がある場合があり、公文書館と博物館、図書館の一層の連携が重要である。

#### 4 委員

氏名	分野	役職
早川 和宏 (座長)	学識経験者	東洋大学法学部教授
森本 祥子	学識経験者	東京大学文書館准教授
中島 伸一郎	行政機関 (市町村)	鳥取市総務部次長兼総務課長
西田 寛司	行政機関 (市町村)	三朝町総務課長
網浜 聖子	行政機関 (ワイルド・郷土資料専門)	県立図書館郷土資料課長

事務局等：総務部長、県立博物館(オブザーバー)、政策法務課、公文書館(事務局)

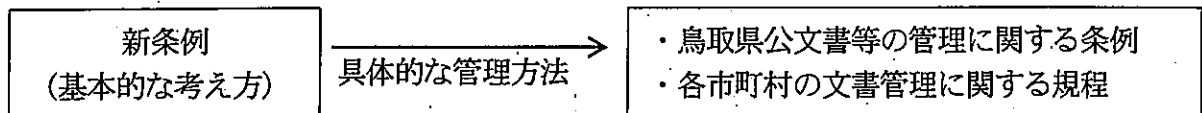
#### II 条例制定に向けた検討について

検討会議の結果を受け、歴史資料として重要な公文書等の保存や利用について、次のような内容の条例の制定について検討を進める予定です。

- ・県、市町村、県民の責務や役割、また、相互の連携、協力について規定する。
- ・公文書館の役割等について(現在の「鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例」は廃止し、新たな条例の中で規定を整理。)

#### 1 条例の要点

歴史資料として重要な公文書等(市町村、民間の文書を含む。以下「歴史公文書等」という。)の保存・利用に関する基本的な考え方について定める。



#### 2 条例の骨子

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史公文書等は、現在だけでなく将来の県民にとっても価値の高い知的資源であることから、各保有主体が適切に保存することを原則とする。</li> <li>・歴史公文書等は、県、市町村、県民の相互の連携と協力により、将来の世代に引き継がれなければならない。</li> </ul>
県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が保有する歴史公文書等の保存と利用について、適切な措置を講ずる。</li> <li>・市町村や県民に対し、必要に応じ歴史公文書等の保存や利用について専門的、技術的な協力をを行う。</li> </ul>
市町村の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が保有する歴史公文書等の保存と利用について、適切な措置を講ずる。</li> <li>・必要に応じ、歴史公文書等に関する県の取組に協力する。</li> <li>・歴史公文書等を保有する住民に対し、必要に応じ、保存と活用について協力するよう努める。</li> </ul>
県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や市町村と協力しながら、保有する歴史公文書等を適切に保存し、できるだけその文化的活用を努める。</li> </ul>
災害時等の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、災害等が発生した時は、歴史公文書等の保有主体や関係者と連携、協力し、必要に応じて一時保管先の確保などの措置を講ずる。</li> </ul>
公文書館の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書館は、歴史公文書等の保存及び利用に関する取組における中心的役割を果たすものとする。</li> <li>・公文書館の業務として、歴史公文書等の保有主体に対し、必要に応じ、保存、利用について専門的な情報の提供、技術的な助言その他の協力をを行う。</li> </ul>

#### 3 今後の予定

時期	内容
10月中旬	検討会議が最終報告書を知事へ提出
10月中旬～	条例案についてパブリックコメントを実施
11月	11月定例県議会へ条例提案



# 個人住民税の特別徴収（給与からの引き去り）の徹底について

平成28年10月7日  
税 務 課

鳥取県及び県内市町村は、平成30年度から原則すべての事業主を個人住民税（個人県民税・個人市町村民税）の特別徴収義務者に指定する取組を行うこととします。

## 1 目的

給与所得者に係る個人住民税については、所得税の源泉徴収と同様に、地方税法により給与支払者（事業主）が特別徴収義務者として、毎月従業員の給与から個人住民税を引き去り、従業員の住所地の市町村に納入する特別徴収の制度によることとされている。

しかしながら、特別徴収は事業主の実務負担が大きいなどの理由により、本県では、給与所得者（従業員）の概ね8割程度の実施にとどまっているのが現状である。

鳥取県及び県内市町村では、納税者間の公平性の確保、納税者の利便性向上、滞納発生の抑制による税収確保、また、法令遵守の観点から、個人住民税の特別徴収の県内一斉指定に取り組むことで特別徴収を徹底する。

## 2 実施スケジュール

平成28年度：県民や事業主向けに制度の周知、広報を開始する（10月～）

平成29年度：県・市町村が事業主宛に指定予告通知を送付する

平成30年度：市町村が特別徴収税額決定通知書を事業主に送付する（5月）

事業主が特別徴収を開始する（6月分給与から引き去りを実施）

## 3 主な周知等の取組

- ・ホームページ、チラシ等の各種広報媒体の活用
- ・事業主へのお知らせ
- ・税理士会、商工会議所、商工会、法人会等の関係団体への協力依頼

## 4 特別徴収義務者に指定する対象者

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）を指定する。

ただし、次の場合に限っては普通徴収（従業員が自分で納付）にすることができる。

### (1) 給与支払者（事業主）

次の条件に該当する事業主は、申出により従業員の個人住民税を普通徴収にすることができる。

- A 総従業員数が2人以下（事業所全体の従業員の人数から、「(2)の給与所得者（従業員）」の要件に該当する全ての人数を差し引いた人数）

### (2) 給与所得者（従業員）

次の条件のいずれかに該当する従業員の個人住民税は、事業主からの申出により普通徴収にすることができる。

- B 他の事業所で特別徴収されている
- C 毎月の給与が少なく、税額を引き切れない
- D 給与の支給が毎月ではない（不定期受給）
- E 専従者給与が支給されている（個人事業主のみ対象）
- F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）

〔参考〕

1 個人住民税の特別徴収制度によるメリット

納税者（従業員）の利便性の向上

- ・納期の都度、金融機関等に出向き納税する手間が省け、納め忘れの心配がないこと。
- ・普通徴収（従業員が納付書で納める方法）の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回に分けて納付するので、1回当たりの納税額が少なくて済むこと。

2 これまでの取組状況

平成23年度から全県での特別徴収推進に向け、賦課徴収権者である市町村と連携し、関係団体への協力要請、未実施事業者への訪問・依頼活動を実施した。

平成27年度において、平成30年度課税での特別徴収の完全実施を目標に、市町村と連携して県内一斉指定に取り組むことについて、全市町村の合意を得るとともに、県と市町村の担当者による検討部会を設置し、具体的な取組の進め方を検討している。

# 事業主の皆様

鳥取県と県内市町村からのお知らせです



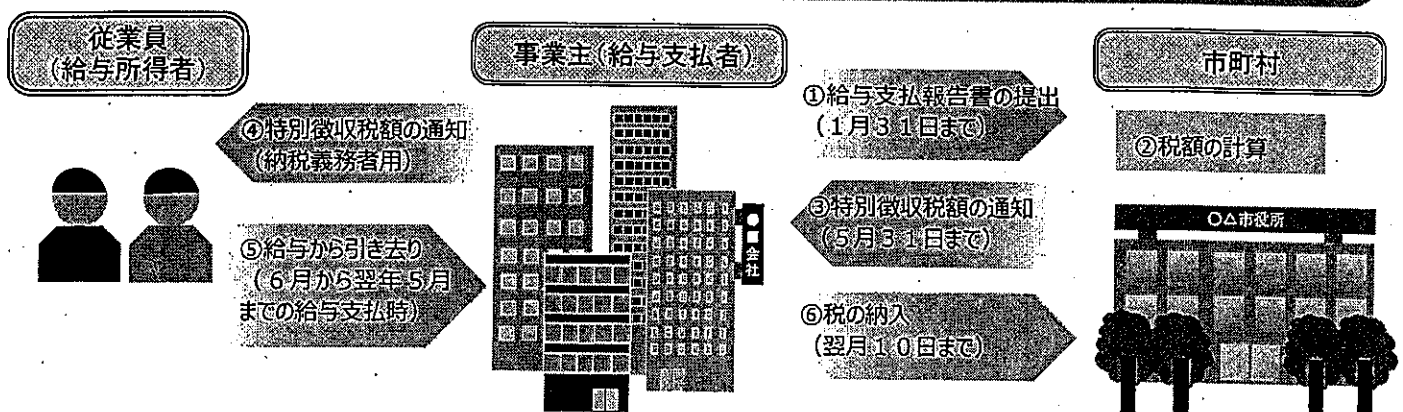
## 平成30年度から 個人住民税の特別徴収（給与からの引き去り）を徹底します。

原則すべての事業主を個人住民税の特別徴収義務者に指定します。

**特別徴収とは** 所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り、納税義務者である従業員に代わって、従業員に課税した市町村に納入していただく制度であり、法律で義務付けられています。

平成30年度には原則としてすべての事業主に個人住民税の特別徴収をしていただきますので、ご準備をお願いします。

### 特別徴収の方法による納税の仕組み



- 毎年5月に、従業員に課税した市町村から「特別徴収税額通知書」が事業主に送付されます。
- この通知書には、従業員の毎月の税額(6月から翌年5月までの分)が記載されていますので、事業主はこの税額を従業員の毎月の給料から引き去り、個人住民税を徴収します。
- 徴収した個人住民税を、徴収した月の翌月10日までに従業員に課税した市町村に納入していただきます。

鳥取県・県内全市町村

## 特別徴収とすることのメリット

### 納税者（従業員）の利便性が向上します。

- ・ 普通徴収の納期が原則年 4 回であるのに対し、特別徴収は年 12 回になるため、1 回当たりの税額の負担が少なくなります。
- ・ 毎月の給与からの引き去りとなるため、納め忘れがなくなります。
- ・ 納税のために、納期ごとに金融機関や市町村の窓口へ出向く必要がなくなります。

## 特別徴収義務者に指定する対象者

### 所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）

ただし、次の場合は当面普通徴収（従業員が自分で納付）にすることができます。

#### 1 給与支払者(事業主)

次の条件に該当する事業主は、申出により従業員の個人住民税を普通徴収にすることができます。

- A 総従業員数が2人以下(事業所全体の従業員の人数から、「2の給与所得者(従業員)」の要件に該当する全ての人数を差し引いた人数)

#### 2 給与所得者(従業員)

次の条件のいずれかに該当する従業員の個人住民税は、事業主からの申出により普通徴収にすることができます。

- B 他の事業所で特別徴収されている  
 C 毎月の給与が少なく、税額を引ききれない  
 D 給与の支給が毎月ではない(不定期受給)  
 E 専従者給与が支給されている(個人事業主のみ対象)  
 F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)

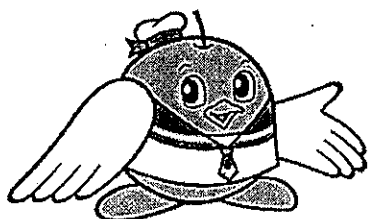
## 問合せ先

### 特別徴収の取組について <県税務課、各県税事務所>

鳥取県 総務部 税務課 市町村税制支援担当  
 電話 0857-26-7161、7060 ファクシミリ 0857-26-7087  
 東部県税事務所 電話 0857-20-3503 ファクシミリ 0857-20-3519  
 中部県税事務所 電話 0858-23-3102 ファクシミリ 0858-23-3118  
 西部県税事務所 電話 0859-31-9602 ファクシミリ 0859-31-9613

### 具体的な手続きについて <各市町村 住民税担当課>

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
鳥取市	市民税課	0857-20-3415	米子市	市民税課	0859-23-5114
岩美町	税務課	0857-73-1413	境港市	税務課	0859-47-1017
若桜町	税務課	0858-82-2234	日吉津村	住民課	0859-27-5951
智頭町	税務住民課	0858-75-4117	大山町	税務課	0859-54-5208
八頭町	税務課	0858-76-0204	南部町	税務課	0859-66-4802
倉吉市	税務課	0858-22-8114	伯耆町	住民課	0859-68-3114
三朝町	町民税務課	0858-43-3505	日南町	住民課	0859-82-1112
湯梨浜町	町民課	0858-35-3116	日野町	住民課	0859-72-0333
琴浦町	税務課	0858-52-1702	江府町	住民課	0859-75-3223
北栄町	税務課	0858-37-5865			



詳しくは、鳥取県ホームページをご覧ください <http://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetsutyousyuu/>

## 京都産業大学との包括連携に関する協定の締結について

平成28年10月7日  
関西本部  
教育・学術振興課  
就業支援課

県出身学生等に対する直接的な情報発信等を通じた効果的なI J Uターン就職支援を推進するとともに、大学の研究、教育及び社会貢献活動の発展並びに大学・県等の特色を活かした地域の活性化に寄与するため、このたび、京都産業大学（京都市北区）との包括協定を締結するとともに、取組を具体化するため2つの個別協定を締結することとし、本日、調印式を行います。

### 1 調印式について

- (1) 日 時 10月7日（金）午後4時15分から4時45分まで
- (2) 場 所 鳥取県知事公邸（鳥取市東町1丁目133）
- (3) 内 容 協定書署名、記念撮影、代表者挨拶（平井知事、大城京都産業大学学長）等

### 2 協定内容及び取組み

#### (1) 京都産業大学、鳥取県及び（公財）ふるさと鳥取県定住機構の連携に関する包括協定

〔協定者〕 京都産業大学、鳥取県、（公財）ふるさと鳥取県定住機構

〔主な連携協力事項〕

- ① 学生の就職支援に関すること
- ② 地域の健康づくり計画への助言・支援など、健康・福祉の増進に関すること
- ③ 鳥獣害対策への助言・支援など、環境保全に関すること
- ④ 大学教員による公開講座の開催など、文化・教育の振興に関すること
- ⑤ 大学の研究シーズを活用した県内企業との共同開発など、産業の振興に関すること
- ⑥ 学生による地域おこし活動等への参画、地域の課題解決など、地域の振興に関すること
- ⑦ 教育研究を通じた人材の育成に関すること

#### (2) 京都産業大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学及び鳥取県の連携に関する協定

〔協定者〕 京都産業大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、鳥取県

〔主な連携協力事項〕

- ① 県中部地域を中心とした地域振興（健康増進、まちづくりの推進等を通じた地域の活性化）
- ② 各大学の教職員、学生等による連携、協力
- ③ 地域住民との相互交流による教育・研究の実践

#### (3) 京都産業大学と鳥取市教育委員会との連携協力に関する協定

〔協定者〕 京都産業大学、鳥取市教育委員会 ※鳥取県知事を立会人として協定を締結する

〔主な連携協力事項〕

- ① 教育・文化の振興に関すること（京都産業大学神山天文台と佐治天文台との連携）
- ② 人材育成に関すること
- ③ 生涯学習に関すること

#### [京都産業大学について]

- ・設 立：1965年（昭和40年）、宇宙物理学者・荒木 俊馬によって創設。昨年、創立50周年を迎えた。
- ・学 部：経済学部、経営学部、法学部、外国語学部、文化学部、理学部、コンピュータ理工学部、総合生命科学部、現代社会学部（平成29年度開設予定）
- ・学 生 数：12,806名 うち鳥取県出身在学生数は111名（平成28年5月1日現在）
- ・主な研究者：益川 敏英教授（平成20年にノーベル物理学賞を受賞、益川塾塾頭）、大槻 公一教授（鳥インフルエンザ研究センター長、長年鳥取大学でも研究に携わった）など
- ・都道府県との包括協定の締結は、今回が初めて。

〔これまで、家畜防疫体制強化等に係る連携協定を京都府と、また就職支援協定を7県（福井県、香川県、滋賀県、石川県、徳島県、岡山県、広島県）と締結している。〕

## 神戸電子専門学校との就職支援に関する連携協定の締結について

平成28年10月7日  
関西本部  
就業支援課

県出身学生等のIJUターン就職を推し進めるとともに、鳥取県の地域経済を支える人材の育成及び確保を図るため、このたび、県外の専門学校としては多数の進学者を有し、県産業界に有益な情報系の人材を育成されている神戸電子専門学校（神戸市中央区）と、専門学校としては初めて就職支援協定を締結しました。

### 1 協定者

鳥取県、(公財)ふるさと鳥取県定住機構、(学)コンピュータ総合学園神戸電子専門学校

### 2 協定日

平成28年9月20日

### 3 就職支援協定に定める連携協力事項

- ① 学生に対する鳥取県内の企業情報、各種就職イベント等の周知に関する事
- ② 校内で行う就職相談会、企業説明会等の開催に関する事
- ③ 学生の保護者に対するIJUターン就職に係る情報提供に関する事
- ④ 学生の就職に係る情報交換及び実績把握に関する事
- ⑤ その他学生のIJUターン就職促進に関する事

### 4 協定を締結する目的とねらい

関西圏の専門学校の中でも、特に多くの学生が在籍しており、かつ県内産業界に不足している情報系の技術者を育成する学校であることから、効果的なIJUターン就職に向けた情報発信が可能となる。

- ① 同校学生に県内企業の就職情報の提供が可能となり、県内へのIJUターン就職者の増加に資する。
- ② 県内産業界で不足している情報産業系をはじめとした企業に必要な人材の確保に役立つ。

#### 【神戸電子専門学校について】

所在地：兵庫県神戸市中央区北野町1-1-8

創立：1958年(昭和33年)

学科：ITエキスパート学科、ITスペシャリスト学科、情報処理科、情報工学科、情報ビジネス学科、ゲームソフト学科、建築インテリアデザイン学科、インダストリアルデザイン学科他 全17学科

県内進学者：平成28年 45名、27年 20名、26年 37名

※兵庫県を除けば、鳥取県出身学生が最多。(以下、広島、島根、岡山)

卒業予定者：平成29年3月 41名、平成30年3月 55名(県内就職希望者は現状4名、大半は大阪・東京で就職)

#### <参考>本県と県外大学等との協定締結状況

区分	包括協定	就職支援協定
大学名 (締結時期)	明治大学 (H21.3) 龍谷大学 (H22.7) 京都女子大学 (H27.6)	神戸学院大学 (H26.2) 立命館大学 (H26.7) 武庫川女子大学・同短期大学部 (H26.7) 関西大学 (H26.11) 同志社大学 (H27.7) 兵庫医療大学 (H27.10) 美作大学・同短期大学部 (H28.8)

## 関西圏における情報発信について

平成28年10月7日  
関 西 本 部

関西圏における秋冬の情報発信・イベントの開催状況について、以下のとおり報告します。

### 1 イベントの開催・参加状況

#### (1) 中四国9県合同観光物産展〔実施済〕

- ①実施日：平成28年9月3日（土）～4日（日）
- ②場 所：せんちゅうパル南広場（千里中央駅：大阪府豊中市新千里東町）
- ③概 要：中四国9県の在阪事務所が、合同で観光地及び特産品を紹介・宣伝することにより、広域観光周遊の誘客促進を図った。

鳥取県ブースにおいては最盛期を迎えた旬の二十世紀梨、新甘泉を試食宣伝販売し、多数の来場客に向けて本場の梨の甘みとシャリシャリ感をアピールできたとともに、「鳥取県と言えば梨」という強力なブランド力をPRする機会となった。

なお、試食宣伝販売に当たっては、今年6月に「食のみやこ」連携協定を締結した（株）光洋（ピーコック千里中央店）の協力を得て、梨の仕入れ販売を行うことができた。

〔販売実績〕二十世紀梨 約4,500玉、新甘泉 約100玉 ※いずれも予定数を完売。  
〔お客様の声〕「鳥取の梨は甘くておいしい」「この季節は必ず鳥取の梨を買う」等。



〔鳥取県ブースでの二十世紀梨試食販売〕



〔ステージでのPR〕

#### (2) 大阪駅での鳥取県観光PR「蟹取県へウェルカニ！」〔実施予定〕

- ①実施日：平成28年10月10日（月・祝）
- ②場 所：大阪駅（大阪ステーションシティ「時空（とき）の広場」「アトリウム広場」「南ゲート広場」）
- ③概 要：9月30日（金）から10月17日（月）に開催される「フラワーアートミュージアム2016」に合わせて、とっとり花回廊で育苗した花の花壇を展示するとともに、10月10日には県内団体等と連携し、大阪駅ビル各所においてカニと温泉、ウインタースポーツなどを中心とした秋冬の鳥取県観光の魅力発信イベントを行います。  
（観光PRステージ、三朝温泉足湯、とっとり花回廊寄植え教室、蟹取県スタンプラリー等）

#### (3) 「道頓堀リバーフェスティバル」への参加〔実施予定〕

- ①実施日：平成28年10月22日（土）、23日（日）
- ②場 所：湊町リバープレイス他
- ③概 要：国内だけでなく海外からも観光客が激増している大阪ミナミで開催される大阪最大級のフェスティバルに、県内市町村・団体と協力してブース出展し、観光PRや特産品販売など、鳥取県の魅力・情報発信を行います。  
（蟹取県PR、物販（カニ汁・和牛コロッケ・から揚げ・イカ焼き・地酒・地ビール）等）

## 2 媒体を活用した情報発信の状況（7月以降）

媒体名	時期	PR内容
マスコミPRキャラバン (大阪日日新聞)	7月11日	ワールドウォークフェスタ in とっとり
同上 (サンケイスポーツ)	7月27日	
同上 (朝日新聞)	8月3日	
サンケイスポーツ広告	7月19日	湯梨浜町、大山町、米子市、日吉津村の観光PRとお土産プレゼント
	8月24日	鳥取二十世紀梨PR・プレゼント
朝日新聞「夏のお出かけ『涼』企画」	7月29日	日本遺産「大山」、トリパス(ひんやりスイーツ)、湯梨浜アイス
NEXCO西日本「遊・悠West」(西日本版9-10月号)	8月10日	ワールドウォークフェスタ in とっとり
日経新聞折込「日経リバイブ」(8月号)	8月11日	鳥取砂丘ほか
マスコミPRキャラバン (デイリースポーツ)	8月23日	鳥取二十世紀梨
同上 (スポーツ報知)	8月24日	
同上 (日刊スポーツ)	8月29日	
同上 (サンケイスポーツ)	8月31日	
毎日放送「Kawaii Asia」 (国内での放送後、台湾やインドネシア等の海外でも放送)	8月30日	鳥取砂丘(サンドボード、パラグライダー)
	9月6日	砂の美術館、ピンクカレー
	9月13日	浦富海岸ほか
毎日放送「ちちんぷいぷい」	9月1日	鳥取二十世紀梨視聴者プレゼント
	10月13日(予定)	鳥取和牛オレイン55視聴者プレゼント
ラジオ大阪「朝かつ」	9月4日	ワールドウォークフェスタ in とっとり
	9月11日	蟹取県ウエルカニキャンペーン
MBSラジオ「松井愛のすこ〜し愛して」	9月6日	鳥取二十世紀梨
ベトナムニュースライナー	9月8日から12回 (不定期)	ワールドウォークフェスタ in とっとり、蟹取県ウエルカニキャンペーンなど
旅行情報紙「Hanako」	9月末に刊行後、通年販売	中部エリア女子旅(三朝温泉、満正寺、鳴り石の浜)
日刊工業新聞	10月3日	蟹取県ウエルカニキャンペーン
地域密着情報紙(クレハ11月号(池田市・川西市))	10月下旬(予定)	大山の紅葉ほか
	11月下旬(予定)	蟹取県ウエルカニキャンペーン
旬刊旅行新聞「山陰特集」	11月1日(予定)	蟹取県ウエルカニキャンペーン



## 名古屋における情報発信等について

平成28年10月7日  
名古屋代表部

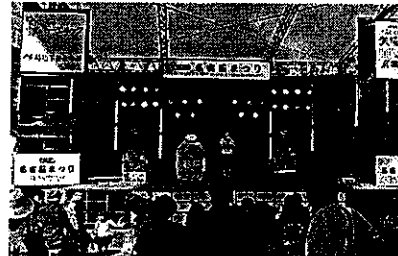
### 1 鳥取県の観光PRの取組状況

#### (1) 名古屋まつりでの鳥取県PR

名古屋秋の最大の祭り「第62回名古屋まつり」に参加し、鳥取県の秋の旅の魅力や「鳥取県ウェルカニキャンペーン」をPRします。

- ① 日程：10月15日（土）、16日（日）
- ② 場所：オアシス21 銀河の広場（名古屋市東区）
- ③ 主催：名古屋まつり推進会（名古屋市、愛知県、名古屋商工会議所）
- ④ 参加：鳥取県（名古屋代表部）、（公社）鳥取県観光連盟
- ⑤ 内容：鳥取県ブースでミニ砂像の制作公開、ステージで観光親善大使による鳥取県PR等を行います。

【参考：昨年度の様子】※昨年度の来場者数：約89万人（市内5会場の行事合計）



#### (2) すこやかフェスタでの鳥取県PR

東海エリアで最大級の子育て支援イベントに初めて参加し、鳥取県への移住PRと観光PRを行います。

- ① 日程等：10月15日（土）、10月16日（日）
- ② 場所：日本ガイシホール（名古屋市総合体育館）（名古屋市南区）
- ③ 主催：中京テレビ放送
- ④ 参加：鳥取県（名古屋代表部、とっとり暮らし支援課）
- ⑤ 内容：鳥取県ブースで「とっとり暮らし」のPRや「とっとり移住応援メンバーズカード」の紹介、観光資料の配布等を行うとともに、ステージで観光親善大使による鳥取県PR等を行います。

#### (3) 東山動植物園での鳥取県PR

全国有数の規模を誇る名古屋市の東山動植物園において、「東山動植物園秋まつり」の期間中に鳥取県の秋の旅の魅力や「鳥取県ウェルカニキャンペーン」をPRします。

- ① 日程等：11月3日（木・祝） 東山動植物園（名古屋市千種区）
- ② 主催：鳥取県（名古屋代表部）、（公社）鳥取県観光連盟
- ③ 内容：正面入り口付近で、トリピーなどによるPR、ミニゲーム（カニの甲羅投げ）、観光資料の配布等を行います。

### 2 その他の情報発信等

#### (1) マスコミ媒体での「移住」のPR【実施済】

- ① 掲載誌：中日ショッパー（発行：中日新聞社 中日新聞折り込み配布）
- ② 掲載号：10月6日（木）発行号（全8段カラー 69万部配布）
- ③ 掲載内容：「とっとり暮らし」をテーマに、鳥取県の子育て環境の良さ、移住された方へのインタビューによる住みやすさの紹介や「すこやかフェスタ」のPRを行います。

#### (2) 公立鳥取環境大学東海地区企業懇談会の開催

公立鳥取環境大学への入学者が増加している中京圏で昨年に続き2回目の企業懇談会が開催されます。

- ① 日程等：10月28日（金）13：30～ 愛知県産業労働センター（名古屋市中村区）
- ② 主催：公立鳥取環境大学（協力：名古屋代表部）
- ③ 内容：大学紹介、学生による研究発表、交流会等（中京圏の企業関係者等40名程度参加予定）

